

## 1 議員提出議案関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議員提出議案 光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例第8号

#### ○委員長

本議案の審査にあたり、議案の説明員として、議案の提出者であります木村議員をお呼びしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

それでは、ここで、着座のまま、暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本件について、木村議員から提案説明をお願いいたします。

#### 説 明

#### ○木村議員

先程も議場で述べたとおりでございますが、このたび、本12月定例議会に議員提出議案として、光市議会議員政治倫理条例の一部改正案を議員有志とともに提出させていただきました。

提案理由といたしましては、本議会の議決により、議会改革の一環として、光市議会議員政治倫理条例の精査、見直しを付議され、本年6月30日に政治倫理条例改正検討特別委員会を立ち上げるに至りました。

これまで、12月議会に一定の結果を出すべく、計15回に渡り、委員の皆様と慎重審議を重ねてまいりましたが、先ほどの委員長報告のとおり、全会一致を見るまでには至りませんでした。

しかし、この条例改正案は、我々議員の行動規範であり、それぞれ、各々が身を律するものでございます。この条例を規範として、市民の皆様の安心安全に寄与すべく、議員活動を行っていかねばなりません。

平成18年に本条例制定後、大きな改正はなく、15年を経過いたしました。我々光市議会も定数削減など多くの議会改革を進めてまいりました。現在、人権問題の複雑化やSNSの普及をはじめとしたインターネット環境の進展等、世情も大きく変化する中におきまして、一步でも二歩でも前進することが必要ではないでしょうか。

そうした観点から、多くの議員有志から本条例に対し、改正検討した内容を生かすこ

とはできないかという思いを受けまして、このたびの提案となった次第でございます。

議員諸氏におかれましては、何とぞ御理解の上、御賛同賜りますよう伏してお願いを申し上げます。

以上、提案理由といたします。

## 質 疑

### ○萬谷委員

それでは、私も賛成者として名を連ねておりますので、内容については十分理解しております。その上で、1点だけ確認させてください。

この条例は、議員として品位と名誉を損なう行為を慎み、議員の責務を規定しております。その中で、当然制限、禁止行為等を示しております。

その中で、私はそれらが禁止行為等、制限等が刑法等の上位法には抵触していないという認識をしておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

### ○木村議員

お答えいたします。

ただいま萬谷委員のほうから御指摘のあった点に関しましても、専門家の方の見解をお尋ねしてございます。

まず最初に、刑法の件でございますが、刑法とはそもそも目的、次元が違うということでございます。処罰を目的とした刑法に対し、政治倫理条例は、議員としての行動規範、行動基準であることから、今回の指摘をもって直ちに刑法第230条の2第3項の規定に違反するという事にはならないということでございました。

それから、憲法の規定、憲法94条でございますが、前段の刑法の規定に反するという前提をもちまして、「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」との規定に違反する」との御指摘もございましたが、刑法の規定違反に当たらないことが判明したことから、「今回の指摘をもって直ちに憲法第94条の規定に違反するという事にはならない」という御回答もいただいております。

以上をもちまして、この件に関しましては、憲法に対しても、法律に対しても抵触するようなことはないというふうに考えてございます。

以上です。

### ○萬谷委員

了解しました。私からの質疑は以上です。

### ○河村委員

それでは、今回の改正案につきまして、ちょっと質問をさせていただきます。

最初に、先ほど光市議会議員の政治倫理条例の全文についてお配りをさせていただきました。その中の前文に書いてございます「市民の代弁者である議員一人ひとりが応分の責任と倫理、品位と見識を持って政務活動を行うことを決意し、ここに光市議会総意

のもとに、この条例を定める。」とあります。

今日の委員会で総意が取れなかった場合には、ここの部分が削除されるということになろうかと思えます。その辺りのところについては、よく御吟味をいただきたいと思えます。

そもそも、今回の改正に至った主なものは何でしょうか。

○木村議員

お答えをいたします。

今回、元々この特別委員会が開催された主な理由といたしましては、ただいままでの現条例は、行政事務に関してのみということでございましたが、何人にもということ、一般の方にも全てのことを門戸を開き、この政治倫理条例を改正し、また我々の身を律するということが一番大きな目的ではなかったかというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長

1点目の、前文の「総意のもとに」の部分は削除されるつもりかどうかというところは。

○木村議員

そこは御質問だったでしょうか。

○河村委員

質問じゃないよ。

○委員長

よろしいですか。分かりました。

○河村委員

今、お答えになっていただいたように、今回の改正案の中で、第3条の冒頭に「何人に対しても」というところで、ある意味で今までとは一つの大きな違いが出たわけですが、現実的にはその中の1から7まで項目が挙がっておるんですが、何人もとという部分がどうも全てに行き渡っていない。冒頭ではあるんですが、実際の政治倫理基準で言えばあまり従前とは変化がない。

今回、つけ加えられた6号「発言又は情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為に関する事。」という項目があるんですが、先ほど憲法とか刑法とかいろんなお話があったんですけども、そういう意味じゃなくて、この他人の名誉を毀損するとか人格を損なうという行為について確定をすることが非常に難しい。万が一、そのことが裁判にでもなれば、2年も3年もかかっても決着するやらどうやらも分からんような言葉ですので、その辺りのところは少し整理をされないと具合が悪いのではな

いのかなと。

それから、2ページの改正案の下段ですが、第7条中『「12分の1」を「8分の1」に改め、同条に次の1項を加える。』ということで、今まで既存の条例で言えば12分の1、うちの定数から行けば、2人おればそういった提案ができるということであったわけですが、3人にしよう。乱発は避けなければいけません。ですから、例えば1人、あるいは議員がなくてもということであれば、常にそういった騒動が起きることになりますから、ある程度の抑制をするためには12分の1、会派を結成しているというのが1つの基準になるのかなと、今までそういうやり方をしておりましたので、それを8分の1になると、今度は反対に議員のほうが自分の行動抑制にはちょっと繋がりにくいんじゃないのかなと、そういうふうには受け取れるわけです。

議員が、何か今回のやつは手前みそかと、こういうふうな批判を受けないということは非常に大事なことだと思っておりますので、その辺りについてどういうふうにお考えなのか。

それから、3ページ目の第11条第3項の、先ほど委員のほうから説明があったんですが、「議会は被請求議員が」という云々の中で、「被請求議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。」私も、ここは非常に進歩で大切なことだと思いますが、しかしじゃあ何をするのかというところはやっぱりちょっと難しいところが出ておりますので、その辺りについてどういうふうにお考えなのか。

それから、提案理由では市民からより一層の信頼と信託を得られるよう見直しをするため、常に議会というのはそのように行動しなければいけないわけですが、そのためにはやはり、自分たちを自ら律するということが非常に大事なんです。

この条例の3条以外では、物すごく丁寧に説明が実はしてあるんです。そのことを全て履行するように、あるいはそのことに、倫理に反したと言われる人は、この3条によってのみ違反行為ということになっているんで、そこがどうしても引っかかる。前文がいいだけに、ほかの項目についても大変よくできているんで、それらを全て該当するというようなものが本来望ましいわけですが、その辺りについてちょっと、どのようにお考えなのかをお尋ねをさせていただきます。

#### ○木村議員

お答えいたします。

まず、第1点目の改正の第3条、政治倫理条例第3条第6号、「他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為に関する事。また、第三者をして同様の行為をさせる事。」この判断は一体どうするのかという御質問があったように思います。

最後に、まとめてお伝えをしたいとは思いますが、我々の行動規範、身を律するということがこれをまず守っていきましようということが第一前提の中でこの政治倫理基準を定めてございますので、このことに関して何かしら刑法や民法に照らし合わせて、そういった違反行為を判断するということになりましたら、これは審査会から離れていくことだというふうにも思っておりますし、また、我々は罰することを目的としてございませんので、まず最初にみんなでこれを守ってまいりましようというところから始

まっております。

それから、先ほどおっしゃいました第7条の「12分の1」を「8分の1」に改めるところでございますが、我々も慎重審議、議論を重ねてまいりました。その中でまず、やはりこの審査会というものが結果として設けられるのであるならば、様式が整っていればこれを受理し、開かなければならない。その中で、やはりその議員の政治生命を左右するような判断になりかねないということもありまして、やはりこれは慎重審議をしなければならない。

今、河村委員からもありましたように、12分の1というのは2人でございます。その2人というのは1つの会派ということになりますので、2つの会派から出されるほうが望ましいのではないかと、2つ以上の会派から出されるのが望ましいのではないかとという議論もございました。その中で、我々光市議会は、会派は2人以上というものを会派というふうに認めております以上、1人の方を無視するということになりはしないかと、そういうことも含めまして、3人以上とするべきでなかろうかと。その3人以上とするその根拠を、地方自治法の第134条、懲罰、また懲罰の措置に関しましても第135条を準拠するという話を話の中で進めてまいりました。

この懲罰の中には、措置もこちらのほうにございますので、これに準拠するということであるならば、懲罰は動議として出されるのは議員定数の8分1以上となってございます。これに準拠するほうが整合性を図れるのではなかろうか。こういう議論になったというふうに考えてございます。

それから、最後の問題ですけれども、最後にこの内容について、最後はまず、我々は一番最初、冒頭に申しましたけれど、この政治倫理条例を守ることが目的でございます。それから、足らざるを補う、ブラッシュアップをするということを目的として始めてまいりました。

その中で、何が足りないのか、何をブラッシュアップすればいいのか、一步でも二歩でも前進させることが必要ではなかろうか。そのことが目的というふうに考えてございますので、破ること、また審査会を開くことが目的の大前提ではないというふうに、結果として審査会が開かれることがあるんだらうというふうに私は認識してございます。

その部分について、この改正条例案に矛盾はないものと考えてございます。

以上です。

#### ○河村委員

今、御説明をしていただいたんですが、要は「12分の1」から「8分の1」になるというところの議員の自分の行動の抑制効果というものについてのお話はなかったんですけれども、懲罰になればこの条例があろうがなかろうが該当するわけで、そこが問題ではなくて、この条例があることである程度の議員そのものの行動に規律が入るといえるのか、そういったことが大事なんではないかなというふうに私は考えております。

それから、第7条の中で、2項に、「前項に規定する調査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して2年以内に行わなければならない。」というふうに書いてあるんですけれども、なかなか他人の行動を常に監視しているわけではありません。です

から、議員と言いながら自分の私的な行動等については、把握することはほとんど困難であると言ってもいいと思うんです。

そうすると、発覚してから2年というような表現が適切なんだろうと、「ああ、もうあれは2年以上前だった」と、議員である限りにおいては、自分が在任中、在任というのは選挙から選挙で4年という意味ではなくて、議員である間中についてはそういった制約がかかるということが望ましいわけでございますので、その辺りについても整理が必要なんではないかと思うんですがいかがですか。

#### ○木村議員

お答えいたします。

河村委員のおっしゃるとおり、我々議員が身を律するというのは、議員の間全てだというふうに私も思っております。

その中で、先ほど懲罰の話がございましたが、懲罰は基本的にはその事実が発覚してから3日以内というような提出期限もございます。これを短期時効制度というふうになってございますが、我々の倫理条例案では、今この審査会を開くのは2年以内というふうなことで、その部分が、この懲罰というのは大変重たい動議でございますので、その中でそれを補完すべきものだというふうにも考えてございます。

また、先ほどおっしゃいましたように、議員が身分を律するというのは当然のことでございます。その中で、発覚という言葉が出ましたけど、これはやはり委員会の中でも議論いたしました。発覚というのは、誰が何をもって発覚と認めるのか。これ、我々議員が判断するものではないと、そういったもので、こういった条例の中に発覚という言葉を入れ込むのがどうなのかということの中で、事務局にも確認を取りまして、文書法令、全ての言葉の中でこの発覚という言葉はふさわしくないということを結論づけたところでございます。

以上です。

#### ○河村委員

発覚という言葉が、例えばふさわしくなくても、これに類する言葉は必要なんではなからうかなと。期限が過ぎたらなかなかというのは、今回、その条例の改正に至ったそもそもというのは、この3条の中の7つの項目に該当しなければ適用になりませんよというところが実は一番の問題なんです。

それ以外、第2条、前文から始めてとてもいい内容になっておりますので、そういった内容を具現化することが一番大事なわけでございます。

ですから、本来ならこの3条の1から7の項目についてはなくてもいいぐらい。私はそういうふうにはずっと思っておりましたので、そうすることで議員そのものがもっと襟を正さなければいけないんじゃないかと、そういうふうには私には取れたんですが、その点はいかがですか。

#### ○木村議員

先ほどの御質問の中で、理念というのがどうなのかということがまず第1点目にあったように思いますが、理念というのは7条の2項「前項に規定する調査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して」と、何かそういった代わる言葉はないかということで、我々も議論を尽くしました。

その中で、先ほど発覚という言葉はやはり適当ではなかろうという答えに行き着いたところですが、それが当該請求に係る行為のあった日からということで整理をさせていただいたところですが、

それから、これやはり、先達が英知を振り絞って、総意によってまず条例をつくられたところですが、これは変えたところではございませんが、第7条の1項で「市民又は議員が、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは」と、このように規定してございます。これは、先達が英知を振り絞って、7条において議員が政治倫理基準に違反した行為があったときはということで審査会を設けることをここにうたってございます。これをそのまま踏襲させていただいたというのが我々の見解でございます。

まず、これを改正ということには至ってございませんので、まず政治倫理基準をしっかりと見て、政治倫理基準を定めることが望ましいというふうに私は解釈をいたしました。

以上です。

#### ○河村委員

なかなか意見の一致を見ることができないようでございますので、質疑についてはこの程度にとどめておきたいと思っております。

#### ○森戸委員

先ほどの河村委員の質問等を受けて、少し関連して質問したいと思うんですけれども、この3条以外で適用することができないようなお話があったんですが、逆にその3条以外のところで政倫審の適用という部分のようなことになると、非常に曖昧というか、どこをどう見てというのが非常に難しいと思うんですが、その辺のところはどのように思われますか。

#### ○木村議員

お答えいたします。

先ほども申しましたように、7条に規定しておりますように政治倫理基準に違反したときというふうにうたってございます関係上、3条に照らし合わせたというふうに考えてございますが、まず我々が守るべきはこの条例全てでございます。これは、行動規範として我々がすべて守るものというふうに認識してございますが、仮に審査請求をされたときに、審査会を開く段階に当たって基準という形で考えてございますので、今、森戸委員がおっしゃったように、全てのことについて守っていかなければなりません、広範囲にわたるため、やはりどこか特定するということが必要ではないかということで

委員会の中で審査をしてきた次第でございます。

以上です。

○森戸委員

それと、今までの条例と今回の提案をちょっと比較をしてお尋ねしてみたいと思うんですけども、第8条に「議長は、調査の請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、速やかに議会運営委員会に報告し」というようなところが加えられております。これ、今までになかった部分だと思うんですが、これはなぜつけ加えられたのか。その辺をお示しいただけたらと思います。

○木村議員

今、森戸委員のほうから御質疑がございましたように、今回、特別委員会において第8条に「議会運営委員会に報告し」というのが新しい項目でございます。これは、様式が整っていれば議長が受理し、審査会を開くということになっておりますが、その過程がなかなか見えづらいということがございましたので、やはり形式が整っていれば、まず議会運営委員会にしっかりと報告をなされるようお願いをしたいという思いがこの中に入っているというものと解しております。

以上です。

○森戸委員

これ、今までなかった点だと思いますので、これ非常にいい部分だと思います。

それと、名誉回復措置のところがあったと思います。この名誉回復措置については、どんなものがあるのか。その辺の想定をお示しすることが可能であればお願いいたします。

○木村議員

お答えいたします。

これも、様々な御議論がございました。ただし、事案が煩雑、複雑化する場合もございますので、その名誉回復措置についてはここに明記するべきではないということでもございましたので、ここに明記する段階には至りませんでしたけれど、様々な方法がそのときそのとき、その都度その都度、その事案によって考えられるべきものだというふうに私は解してございます。

以上です。

○森戸委員

例えば、広報であるとかホームページであるとか、そういうことと理解してよろしいですか。

○木村議員



それも含まれるものと解しています。  
以上です。

○森戸委員

それと、先ほど懲罰の部分の話があったと思うんですが、要は懲罰を対象とする場所というのがありますね。それは定められていたと思うんですが、それ以外のところがこの条例でも適用される。例えば、外とかネット上とか、そういう意味合いで、今までの条例よりは広がっているんだというふうに理解してよろしいですか。

○木村議員

懲罰におきましては、今、森戸委員がおっしゃったように場所が特定されてございます。そういったものとは別に、我々の行動規範としてまずこの基準に定めるように、そこに違反した場合はあるとみなされた場合は審査会を開くことができる規定を設けたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

それと、7条の2項で「前項に規定する調査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して2年以内に行わなければならない。」その後ただし書が加えられているんですが、これはどういった意味と捉えたらよろしいでしょうか。

○木村議員

今、ちょっとただし書のところが……。

○森戸委員

ただし書のところは、「ただし、議長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。」要は、行為のあった日から2年という部分の縛りがあるわけなんですけれども、この部分で議長が認めればその2年が広がるといいますか、そういう可能性もあるというふうな意味合いと捉えてよろしいんですか。

○木村議員

これも、様々な御議論がある中で、やはり議論する中にこれぐらいの幅を持たせるほうがこの条例を我々が遵守していく上では必要ではなかろうかという議論に達したところでございます。

以上です。

○森戸委員

この改正案自体は、罰することが目的ではなく、抑止力という意味合いと捉えてよろしいですか。

○木村議員

仰せのとおりでございます。

討 論

○河村委員

議員提出議案第8号光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

先般、モニターさんの研修会があって、大変辛辣な言葉をいただくことができました。そういったことも含め、議員はもっと自分自身の襟を正さなければいけないんだと、そういうふうに至ったわけでございます。

今回の政治倫理条例は、先達が議会の総意をもって取り組んだ結果でございますので、できれば総意をもって改正をしたかったわけでございますが、私どもにとっては第3条、政治倫理基準「何人に対しても」とこういうお話をいただきながら、1から7の項目に限定をされている点。それから、その中の6番目で「他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為」については、なかなか特定が難しいという点について。

それから、第7条中『「12分の1」を「8分の1」に改め』というところについて、乱発抑止と抑制効果をするためには現行の12分の1が適当であろうというふうに考えております。

同条第2項の「前項に規定する調査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して2年以内」とありますが、やはり発覚をしてからと、この場合については、議長が特別な事情があると認めるといえるときについても、やはり当然議長が当事者になるということが起こり得るわけでございますので、その辺りについてもしっかりと整理をする必要がある。

それから、第11条第3項で「被請求議員の名誉を回復する必要がある」と、もちろん認められるわけですが、それについての具体的なやはり手法が必要なんだろうと、こう思っております。

以上の理由から、反対討論とさせていただきます。

○萬谷委員

それでは、議員提出議案第8号光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例に関しまして、賛成の立場から討論に参加いたします。

政治倫理条例、言うまでもなく議員自身が公人になることをしっかりと理解し、地位を利用した行為や不適切な発言、言動をしないよう戒めるものでございます。

この改正案は、審査請求を求める議員数、12分の1から8分の1への引上げ、各ハラスメント等の明記により禁止される行為の範囲が明確になったこと、そしてSNS等による名誉棄損行為を対象として取り扱うことなど、現条例に比べ、一步も二歩も前に進んだ、現時点では画期的な、そして評価できる内容だと思います。

この改正案の骨子は、議員が遵守すべき行動規範であります。当然、制限、禁止行為

等、公職者である議員にあるべきものとして守るべき行為を規定しようとするものでございます。

ぜひ、この趣旨を御理解いただき、各位の御賛同をお願いするものでございます。以上、賛成討論といたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

委員長報告のまとめにつきましては、私と小林副委員長にご一任いただき、後ほど配布したいと思います。よろしゅうございますか。

○河村委員

異議はありませんが、先ほど議会の総意という話をさせていただきましたので、その点についての説明がないと質疑をしますから、その辺は御了承ください。